

随意契約理由及び比較見積書省略理由書

大阪府泉南府民センタービル本館昇降機が令和2年10月30日に使用不能となり、原因調査を行ったところ製造中止となっている制御基板の故障によるものと判明したことから、フジテック株式会社が保有する制御基板を借り受け、再稼働させました。

フジテック株式会社からは、当該制御基板は中古品のため長期間の使用を保証するものではなく、早期の改修工事の実施を進められているところです。

なお、別館昇降機においては、令和2年度で実施設計を含め全面改修工事を行うこととなっていますが、本館昇降機は令和3年度以降に検討することとなっていました。

しかし、本館昇降機の制御基板故障に鑑み、現在の応急措置対応のままでは他の部品も含め再度故障する可能性があり早期の改修工事が必要不可欠となります。

全面改修工事を行うには実施設計や入札等に相当期間を要することから、本件については昇降機本体は現状のまま使用し、制御盤を中心とした一部の設備改修（以下「リニューアル工事」という。）を行うことにより継続的安定的に稼働させるものです。

リニューアル工事では現状のフジテック製昇降機の仕様に合わせ制御装置等の調整が必要であり、これを行えるのはフジテック株式会社しかありません。

つきましては、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により随意契約するとともに、大阪府財務規則第62条関係第2項第1号により比較見積書を省略するものです。